

美瑛滑空場の使用に係る安全対策等に関する申し合わせ

制定 : 平成16年9月15日 (旭出第242号)
改正 : 平成17年6月27日 (旭出第105号)
改正 : 平成18年3月30日 (旭出第461号)
改正 : 平成19年3月30日 (旭出第496号)

東 京 航 空 局
旭 川 空 港 出 張 所

美 瑛 航 空 協 会

美瑛滑空場の使用に係る安全対策等に関する申し合わせ

美瑛航空協会長及び東京航空局旭川空港出張所長は、美瑛航空協会の管理する美瑛滑空場（以下「滑空場」という。）における滑空機及び動力滑空機（以下「滑空機等」という。）の飛行に関し、以下のとおり申し合わせる。

1. 目的

この申し合わせは、旭川空港において計器飛行方式により離着陸する航空機（以下「IFR機」という。）と滑空場において離着陸する滑空機等の相互安全を確保することを目的とする。

2. 安全確保に関する措置

美瑛航空協会は滑空機等に対し以下の項目を周知し、滑空場を使用させる。

- (1) 美瑛航空協会及び滑空機等は、電話又は無線電話により、旭川空港出張所（以下「空港出張所」という。）と滑空機等の飛行に必要な情報交換が可能な態勢をとる。
- (2) 美瑛航空協会及び滑空機等は、飛行前に空港出張所運航援助支援業務室（以下「支援業務室」という。）に対し滑空機等の飛行に必要な以下の情報を収集する。
 - (ア) IFR機の旭川空港上空到着予定時刻
 - (イ) 旭川空港の使用滑走路
- (3) 滑空機等は、VHF無線機を搭載し、(5)に掲げる空域以外を飛行する場合は、大雪飛行場管制所（以下「大雪タワー」という。）との通信設定を維持する。
- (4) 滑空機等は、旭川空港に着陸するIFR機がある場合、当該IFR機の旭川空港上空到着予定時刻の10分前から同機が大雪管制圏に入域するまでの間、VOR/DME/LLZ (ILS) RWY 34 進入に係る保護区域（以下「保護区域」という。）（別添図参照）を飛行しない。
- (5) 前項にかかわらず、滑空機等は、滑空場を中心とする半径1マイルの円弧、滑空場の中心から磁方位60°及び磁方位190°にのびる直線並びに保護区域の外縁で囲まれる区域（別添図参照）で、滑空場の中心から半径2マイルより内側は2300フィート、2マイル以遠は2800フィート以下の空域を飛行できる。
- (6) (4)にかかわらず、動力滑空機は、滑空場の中心から磁方位190°にのびる直線、旭川VOR/DMEを中心とする半径10マイルの円弧及び保護区域の外縁で囲まれる区域（別添図参照）で、2800フィート以下の空域を飛行できる。ただし、前項に示す空域制限を遵守する。

3. 情報提供

大雪タワーは、IFR機の旭川空港上空到着予定時刻及び大雪管制圏入域を滑空機等

に通報する。

なお、旭川空港上空到着予定時刻を通報する場合は、当該時刻のみを通報する。

4. 飛行実施計画、飛行計画及び離着陸通報

(1) 美瑛航空協会は、当日の飛行実施計画を支援業務室に通知し、所要の打ち合わせを行う。

また、当日の飛行が全て終了した場合は支援業務室に連絡する。

(2) 飛行計画（航空法第97条第2項で定める通報）は、新千歳FSCに通報する。

また、可能な限り、飛行計画を提出した旨を支援業務室に通報する。

(3) 滑空機等は、飛行開始及び終了を大雪タワーに通報する。

5. 使用用語及び時刻

(1) 使用用語は、原則として日本語とする。

(2) 使用時刻は、日本時間（JST）とする。

6. その他

(1) 空港出張所は、旭川空港に離着陸するIFR機の運航に支障が生じるおそれがある場合、美瑛航空協会又は滑空機等に通知し、当該滑空機等は直ちに飛行を中止する。

(2) 空港出張所は、飛行禁止措置が発動された場合、美瑛航空協会及び滑空機等に飛行禁止措置発動に係る情報を伝達する。

情報を受けた美瑛航空協会は、滑空場を使用している全ての滑空機等に対し同情報を伝達する。

また、情報を受けた滑空機等は、速やかに滑空場に着陸する。

(3) 美瑛航空協会及び滑空機等は、本申し合わせに従うほか、航空法に基づいて許された申請内容及び条件に従い飛行する。

(4) この申し合わせの実施に当たって疑義が生じた場合は、両者協議のうえ処理する。

7. 改廃等

(1) この申し合わせの改廃については、両者が協議のうえ行う。

(2) この申し合わせを証するため、両者が署名捺印のうえ各一部保管する。

附則

(1) この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

(2) 平成18年3月31日制定「美瑛滑空場の使用に係る安全対策等に関する申し合わせ」は、この申し合わせ施行と同時に廃止する。

